

令和4年度 飯塚市より市内中小企業事業者の皆様へお知らせ

新技術・新製品開発補助金 先端情報技術開発支援補助金 販路開拓支援補助金

事前相談を開始します。



相談期間

【新技術・新製品開発補助金、販路開拓支援補助金】

令和4年4月22日（金）まで

【先端情報技術開発支援補助金】

令和4年5月13日（金）まで

※8時30分～17時15分（土日・祝日を除く）

相談窓口

飯塚市役所 4階 経済政策推進室 産学振興担当
電話：0948-22-5500（内線1453）

補助金申請書受付期間

【新技術・新製品開発補助金、販路開拓支援補助金】

令和4年4月1日（金）～4月28日（木）

【先端情報技術開発支援補助金】

令和4年4月1日（金）～5月20日（金）

※8時30分～17時15分（土日、祝日は除く）

※各補助金については、裏面をご覧ください。

※お電話でのご相談も承ります。

新技術・新製品開発補助金の概要

研究開発を行う中小企業者に対して補助金を交付することにより、技術開発力の向上および製品の高付加価値化を推進し、地域産業の振興を図ります。

補助対象事業者

- 市内に事業所を有し(同一事業を1年以上継続)、資本金5,000万円未満かつ従業員50人未満の中小企業者
- 市税を滞納していない方

補助対象事業

- 1.商品化されていない新製品の開発
- 2.新製造法の開発
- 3.高付加価値製品の開発
- 4.前3号に掲げるもののほか、前3号に類する研究開発事業

補助対象経費

直接人件費、原材料費、副資材費、構築物費、機械装置費、工具機具費、工業所有権出願等経費、外注加工費、技術指導受入費

補助率等

- 補助率は、補助対象経費の3分の2以内です。
- 補助限度額は、1件につき150万円以内です。
- 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

販路開拓支援補助金の概要

優れた商品(製品、技術、サービス)を開発し、販路開拓に積極的に取り組む中小企業者に対して補助金を交付することにより、新市場参入及び事業拡大を支援し、地域産業の振興を図ります。

補助対象事業者

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所又は事務所を置く事業者
- 優れた新商品(新製品、新技術、新サービス)を開発し、今後、展示会への出展や専門的知識を有する専門家の指導を受ける等、販路開拓に積極的に取り組む計画を有している方
- 市税を滞納していない方

補助対象事業

- 当該商品に新規性、独自性及び市場性があり、その生産計画の実現可能性があると認められる事業
- 申請時における当該商品の販売期間が概ね5年以内(補助対象期間中に販売開始の見込みがあるものを含む)にある事業
- 当該事業者が当該商品について、過去に本補助事業の補助を受けていない事業
- 当該商品が関係法令に適合している事業

補助対象経費

謝金、旅費(専門家旅費、職員旅費)、事務費(展示会出展料、印刷製本費、通信運搬費、通訳・翻訳料)、委託費

補助率等

- 補助率は、補助対象経費の3分の2以内です。
- 補助限度額は、1件につき75万円以内です。
- 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

先端情報技術開発支援補助金の概要

先端情報技術であるブロックチェーン技術を活用し、産業の国際競争力の強化、市民の利便性の向上及び安全で安心できる社会の実現を図ります。

補助対象事業者

- 市内に事業所を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に該当する事業者
- 市税を滞納していない方

補助対象事業

- 1.ブロックチェーン技術の実用化に関する研究開発
- 2.前1号に類するブロックチェーン技術を構成する技術を活用した研究開発

補助対象経費

直接人件費、機械装置費、ソフトウェア費、外注加工費、技術指導受入費

補助率等

- 補助率は、補助対象経費の4分の3以内です。
- 補助限度額は、1件につき500万円以内です。
- 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。